

羽幌町地域防災計画の 改正について（令和3年3月30日）

- 1 羽幌町地域防災計画**
- 2 計画修正の趣旨**
- 3 主な修正事項**

1 羽幌町地域防災計画

■羽幌町地域防災計画とは

根拠法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条

目的及び内容

町の区域並びに町民の生命や財産等を災害から保護することを目的に、町域の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関わる事務及び業務を総合的に定めているもの。

■羽幌町地域防災計画の構成

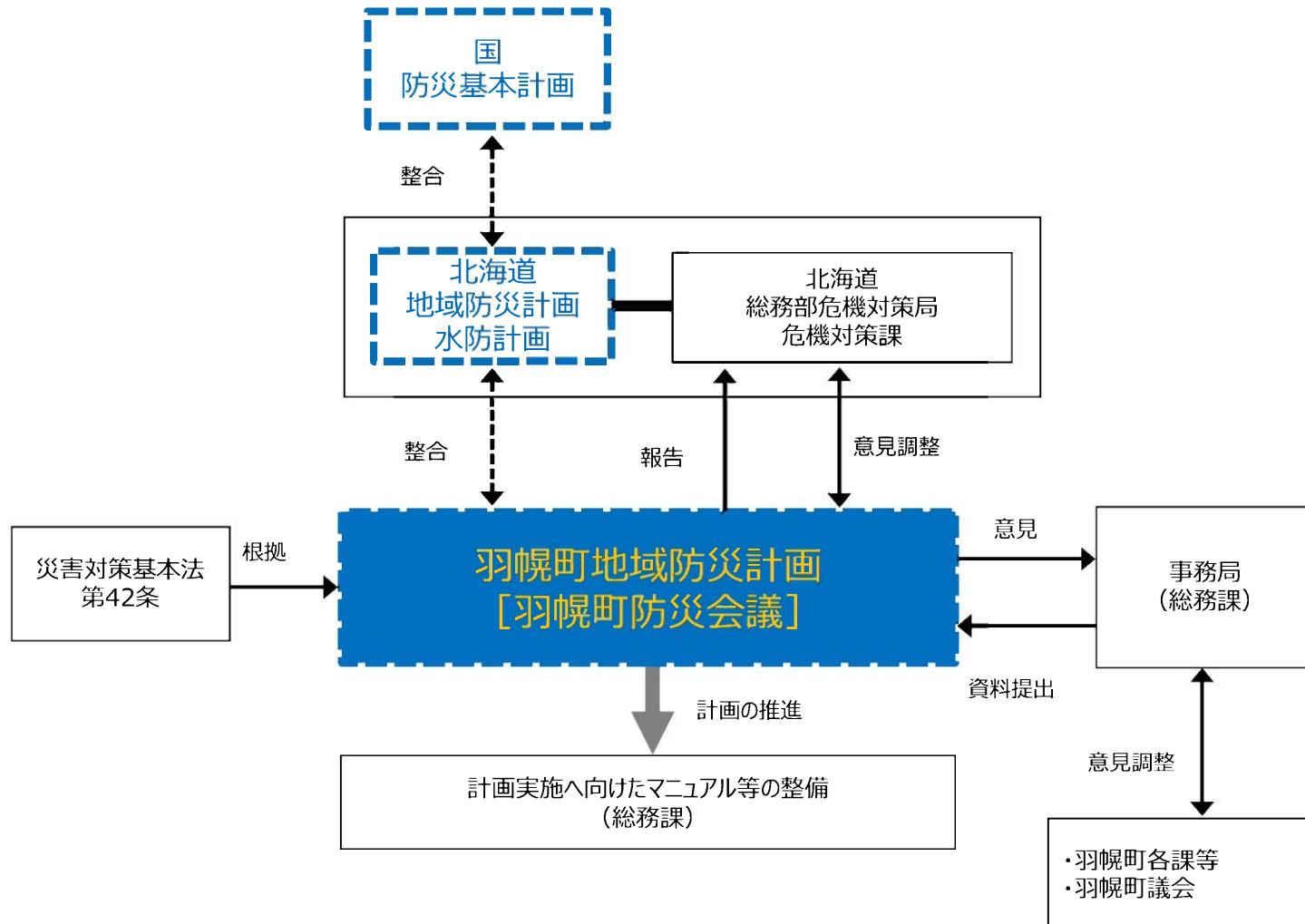
本編（計画編）

防災組織、災害予防、
災害応急対策、災害復旧 等

資料編

1 羽幌町地域防災計画

■計画の位置付け



1 羽幌町地域防災計画

■計画の修正経緯

S45

羽幌町地域防災計画策定

H2.3修正

一部修正

H17.5修正

H5北海道南西沖地震、H7阪神淡路大震災

H28.2修正

H23東日本大震災

H29.7修正

近年の土砂災害、H27関東・東北豪雨災害

H31.1修正

H28熊本地震、大雨等災害

2 計画修正の趣旨

【防災基本計画等の修正】

- ・H30.7豪雨やR1東日本台風など近年発生した災害の検証
- ・新型コロナウイルス感染症の発生

【北海道地域防災計画の改正】

- ・防災基本計画修正
- ・道防災総合訓練等の実施結果
- ・H30北海道胆振東部地震災害検証委員会からの提言

防災対策の強化

【北海道水防計画の修正】

- ・「水防計画作成の手引き（都道府県版）」の記述に合わせた修正
- ・気象庁が定めている「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」に基づく修正

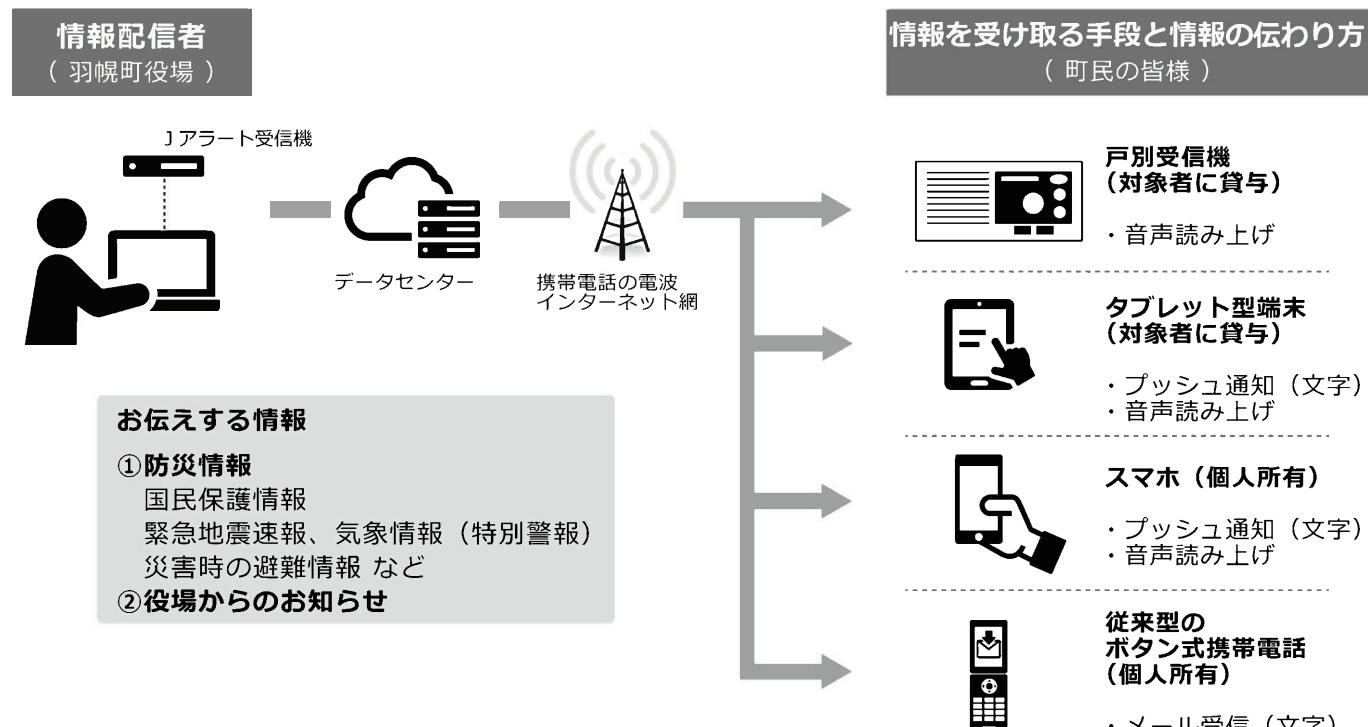
水防対策の強化

北海道地域防災計画、北海道水防計画の改正に倣い所要の修正

2 計画修正の趣旨

市街地区の同報系 消防スピーカーのみ
離島地区IP告知システム 経年による老朽化
→ 緊急時の情報伝達手段が乏しい

多種多様なメディアを介して確実に情報を届ける環境整備を主眼に、携帯電話通信網を活用した防災情報伝達システムを構築



羽幌町地域防災計画への反映

3 主な修正事項

■平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告を踏まえた修正

第1編第1章 総則

- ・住民の責務に正常性バイアスの自覚、備蓄品を追記（第7節） *新旧対照表 p4

第2編第1章 災害予防計画

- ・防災資機材の整備に非常用発電機の整備を明記（第3節） *新旧対照表 p14
- ・避難行動要支援者名簿の複数媒体での保管、災害時の本人同意の取扱いを追記（第7節） *新旧対照表 p20-p21

第2編第2章 災害応急対策計画

- ・避難所の実情に合わせた運営体制の構築、避難生活上の情報提供、良好な生活環境の継続的な確保のための段ボールベッドの早期導入などを追記（第17節） *新旧対照表 p49-50

第4編第8章 大規模停電災害対策計画 【新設】

- ・大規模停電に対する予防、応急対策を規定 *新旧対照表 p73

3 主な修正事項

■防災基本計画等の修正に伴う修正

第1編第1章 基本的事項

- ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や住民主体の取り組みの支援・強化（第3節） *新旧対照表 p2
- ・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた対策の推進（第3節） *新旧対照表 p2

第2編第1章 災害予防計画

- ・地域防災力向上のため、専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進等に努める（第1節） *新旧対照表 p12
- ・町が備蓄すべき物資に、マスクや消毒液等の感染症対策等を踏まえた物資を明示（第3節） *新旧対照表 p14
- ・災害時におけるボランティア活動の環境整備として発災時の防災ボランティア等との連携の検討（第4節） *新旧対照表 p16

3 主な修正事項

■防災基本計画等の修正に伴う修正

第2編 風水害等対策編 第1章 災害予防計画

- ・地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知と、安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親せき・知人宅への避難も選択肢であることなど、避難情報への理解を促進（第6節） *新旧対照表 p18

第2章 災害応急対策計画

- ・警戒レベルを運用した防災情報の提供を追記（第1節・第5節） *新旧対照表 p33・p46
- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の活用を追記（第1節） *新旧対照表 p40

【特記事項】

災害対策基本法の改正案で、自治体が発令する「避難勧告」と「避難指示」の一本化が挙げられ、3月5日に閣議決定されました。梅雨時期までの施行を目指すとされており、また、現時点で正式通知がなく今回の修正には間に合わないため、次回の修正時に反映させていただきたいと考えています。

3 主な修正事項

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。	災害発生情報 ^{※1} ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報（浸水害）) ^{※3}	(大雨特別警報（土砂災害）) ^{※3}
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急） ^{※2} ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報法 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（きわめて危険） ^{※4}
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難する準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報[洪水]や、警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル 5 の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルの位置付けを改めて検討する。

3 主な修正事項

■気象警報・注意報の基準改正に伴う修正

第2編 風水害等対策編 第2章 災害応急対策計画

・令和2年8月 洪水警報・注意報の基準改正

→ 基準設定に用いる統計値の更新等により、羽幌町の河川の基準を改正
 (第1節) *新旧対照表 p34-35

現行基準	警報	流域雨量指数基準	羽幌川流域 = 30.2、築別川流域 = 24
	警報	複合基準	—
	注意報	流域雨量指数基準	羽幌川流域 = 24.1、築別川流域 = 19.2
	注意報	複合基準	—
改正基準	警報	流域雨量指数基準	羽幌川流域 = 29.3、築別川流域 = 23.8
	警報	複合基準	—
	注意報	流域雨量指数基準	羽幌川流域 = 23.4、築別川流域 = 19
	注意報	複合基準	羽幌川流域 = (5,23.4)、築別川流域(5,15.2)



3 主な修正事項

■「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」に基づく修正

第2編 風水害等対策編 第2章 災害応急対策計画

・気象情報等の種類（第1節） *新旧対照表 p41

→ H29から運用が始まった「警報級の可能性」に関する概要を追記

令和元年11月14日17時00分 旭川地方気象台発表

北海道留萌地方の早期注意情報(警報級の可能性)

留萌地方では、15日までの期間内に、暴風（暴風雪）、波浪警報を発表する可能性が高い。また、15日までの期間内に、大雪警報を発表する可能性がある。

種別	警報級の可能性							
	14日		15日		16日	17日	18日	19日
	明け方まで	朝～夜遅く	18-6	6-24				
大雨	-	-	-	-	-	-	-	-
大雪	-	[中]	[中]	-	-	-	-	-
暴風（暴風雪）	[高]	[高]	[高]	-	[高]	[高]	-	-
波浪	[高]	[高]	[高]	[高]	-	[中]	[中]	-

[高]：警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象報・注意報で確認してください。

[中]：[高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

天売焼尻 【発表】大雪注意報 【継続】暴風雪、波浪警報 着雪注意報

発表中の 警報・注意報等の種別	天売焼尻	今後の推移(■警報級 □注意報級)										備考・ 関連する現象
		14日					15日					
15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	15-18	15-18	15-18	
暴風雪 (矢印メートル)	陸上	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	以後も警報級
	海上	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	以後も警報級
大雪		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*は雪を伴う
												以後も注意報級 12時間最大降雪量 30センチ 降雪による交通障害
波浪 (メートル)	波高	6	7	7	7	7	7	6	6	6	6	以後も警報級
着雪												以後も注意報級

警報には、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。

□で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

警報や注意報の発表、切替、解除を行った場合、本ページは通常は数分以内に更新していますので、ページを再読み込み、最新の情報をご利用ください。

3 主な修正事項について

- 令和2年度羽幌町防災情報伝達システム整備に伴う修正 ※町独自の改正
ひかりネットワークの文言を削除し、「**防災情報伝達システム**」による周知を追加

第1編第3章 防災組織

- ・災害対策本部設置時などの公表 (第1節) *新旧対照表 p8

第2編第1章 災害予防計画

- ・避難に関する広報 (第6節) *新旧対照表 p19

第2編第2章 災害応急対策計画

- ・気象等に関する情報の伝達 (第1節) *新旧対照表 p42
- ・災害情報等の住民に対する広報の方法 (第4節) *新旧対照表 p44
- ・避難勧告等の避難情報の伝達 (第5節) *新旧対照表 p45

第3編第2章 災害応急対策計画

- ・緊急地震速報の伝達 (第1節) *新旧対照表 p63

3 主な修正事項について

■水防関係施設にダムを追加 ※町独自の改正

農業用ダムの洪水調節機能強化

⇒ 水系毎に河川管理者とダム管理者及び関係利水者との間において
治水協定を締結し、取り組んでいく

(1) 羽幌川水系治水協定（羽幌二股ダム） **令和2年10月1日**

[締結者] 河川管理者 留萌振興局長

ダム管理者 留萌開発建設部長、羽幌町長

関係利水者 オロロン土地改良区

(2) 築別川水系治水協定（羽幌ダム） **令和2年10月1日**

[締結者] 河川管理者 留萌振興局長

ダム管理者 留萌開発建設部長、オロロン土地改良区（利水者）

第2編第1章 災害予防計画

・水害予防計画（第11節） *新旧対照表 p27